

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、当そと日)

年政令第八十七号) 第二条の規定により告示する。

昭和四十五年一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名	指定年月日	採用点表
伊藤耳鼻咽喉科 医院	鳥取市栄町二二七 昭和ビル三階	耳鼻咽喉科、 気管食道科	伊藤 正夫	昭和四十五年 一月六日	乙表
八百谷歯科医院	八頭郡用瀬町用瀬 三六八	歯科	八百谷一洋	昭和四十四年 十二月八日	歯科 点数表

鳥取県告示第三十八号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、肝てつ検査を実施するので、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十五年一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

告 示

- ◆正誤 昭和四十五年一月十三日付鳥取県公報第四千三百三号登載の公告中訂正
- ◆公 告 毒物劇物取扱者試験の実施
- ◆正誤 健康保険法による保険医療機関の指定
- ◆公 告 肝てつ検査の実施
- ◆正誤 土地改良事業の認可
- ◆正誤 土地改良事業計画の変更の適否の決定
- ◆正誤 公有水面の埋立ての免許
- ◆正誤 公安規則 鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則

鳥取県告示第三十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法 皮内反応及び虫卵検査

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

別表

実施期日

実施区域

実施場所

鳥取県知事 石 破

二 朗

とおり告示する。

昭和四十五年一月二十日

一月二十九日

大山町

佐摩、豊房、種原、坊領、赤松、中横原、八郷

三十日 三十一日

岸本町

岸本

二月 二日 五日

中山町

上中山、下中山、逢坂

二月 二日 五日

岸本町

岸本

二月 二日 五日

中山町

上中山、下中山、逢坂

二月 二日 五日

岸本町

岸本

鳥取県告示第三十九号

日吉津村長から申請のあつた村営土地改良（富吉地区農道整備及び畠地かんがい）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年一月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十号

昭和四十四年三月十四日付けで法勝寺南土地改良区から申請のあつた土地改良（法勝寺地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次の

鳥取県告示第四十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定に基づき、次のことおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十五年一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 免許の日

昭和四十五年一月十二日

二、免許を受けた者

米子市昭和町二五一一

美保土木機械企業組合

三 埋立ての場所及び面積

西伯郡西伯町福成ハン田八九五番 一〇五・六平方メートル

四 埋立ての目的

宅地造成のため

五 埋立て工事の期限

昭和四十五年七月一日

公安委員会規則

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則を定めしる。

昭和四十五年一月二十日

鳥取県公安委員会委員長 謩 住 民 蔵

鳥取県公安委員会規則第一号

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則

鳥取県公安委員会は、道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第四十一条の二第一項の規定により、次の各号に掲げる事務を鳥取県警察本部長に委任する。ただし、鳥取県公安委員会が弁明の機会を供与し、又は聽取をした事務については、この限りでない。

一 運転免許（以下「免許」といふ。）の保留

二 免許の効力の停止

三 前二号に掲げる処分の際の弁明の機会の供与及び聴聞

四 免許の保留及び免許の効力の停止の期間の短縮

審 判

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和45年1月20日

鳥取県知事 石 破 二 期

1 期日及び場所

昭和45年2月24日（火曜日）午前10時から
午後3時まで

鳥取市東町 鳥取県庁講堂

2 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」という。）別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 實地試験

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表

1 試験実施職種	自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）による1級四輪自動車整備士、1級二・三輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士、2級三輪自動車整備士又は2級二輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者
2 受験資格	自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）による1級四輪自動車整備士、1級二・三輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士、2級三輪自動車整備士又は2級二輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者
3 受験手続	受験希望者は、毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法
4 受験申込書類	受験申請書に次の書類を添えて所轄保健所長を経由して知事に提出すること。
(1) 履歴書	（1）履歴書
(2) 戸籍抄本	（2）戸籍抄本
(3) 写真	（3）写真（申請前6箇月以内に脱帽で上半身を撮影した名刺形の合紙のないもの）2枚
(4) 精神病者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者、おしゃんぽ、盲又は色盲でないと証する医師の証明書	（4）精神病者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者、おしゃんぽ、盲又は色盲でないと証する医師の証明書
4 受験手数料及びその納付方法	受験手数料 500円
5 納付方法	（1）記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験申請書にはりつけること。この場合、消印しないこと。
6 受験申請書の提出期限	（5）受験申請書の提出期限 昭和45年2月10日まで
7 集合時間及び携帯品	（6）受験申請の手続 （1）提出書類 ア 職業訓練指導員試験受験申請書（受験申請書用紙は、鳥取県商工労働部職業安定課で交付する。） イ 履歴書 ウ 戸籍謄本又は戸籍抄本 エ 写真（申請前6箇月以内に撮影した上半身、正面脱帽のライ
8 携帯品	（7）集合時間 午前10時 （8）筆記用具及び受験票
9 受験申請の手続	（9）受験申請の手続
10 提出書類	（10）提出書類
11 職業訓練法（昭和44年法律第64号）第30条第1項に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。	（11）職業訓練法（昭和44年法律第64号）第30条第1項に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。
12 昭和45年1月20日	（12）昭和45年1月20日
13 県知事	（13）鳥取県知事
14 署名	（14）署名

- カ型とし、裏面に撮影の年月日及び氏名を記載したもの)
オ 受験資格を有することを証する書面
- (2) 書類の提出先
鳥取市東町1丁目220番地
鳥取県商工労働部職業安定課
- (3) 書類の受付期間
昭和45年2月2日から昭和45年3月3日まで(郵送の場合は、書留郵便とし、受付期間の最終日の消印のあるものは有効とする。)
- (4) 受験手数料及びその納付方法等
ア 受験手数料 1,000円
イ 納付方法 アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験申請書の収入証紙よりつけ欄にはりつけること。この場合、消印をしないこと。
ウ 納入した受験手数料は、返還しない。
- (5) 受験票の交付
受験申請書を受理したときは、受験票を交付する。
- 7 合格者の発表
合格者の氏名は、昭和45年4月中旬に鳥取県公報で発表するとともに、合格者に通知する。
- 8 欠格者
次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
(1) 禁治産者又は準禁治産者
(2) 禁錮以上の刑に処せられた者
(3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経

過しない者。

9 その他

不明な点は鳥取県商工労働部職業安定課(電話(鳥取)22~7111内線323)に問い合わせること。

正

點

留保印十日母一円十川田之助取締公報第101号に附載の公印(兼銅及
び鉄板銀の取扱いと課税の講習会の開催といふ)中次の箇所に記入があ
つたので、記出すべし。正 印 直 銀
十日 11 昭和45年2月9日 昭和45年2月9日